第11編 公園緑地編

第1章 基盤整備

第1節 適用

- 1. 本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
- 3. 仮設工は、第3編2-1.0仮設工の規定による。
- 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規 定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書 (平成 25 年度版)	(平成25年6月)						
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)						
日本道路協会	道路土工-軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)						
日本道路協会	道路土工-盛土工指針	(平成 22 年 4 月)						
日本道路協会	道路土工-切土工・斜面安定工指針	(平成 21 年 6 月)						
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成24年7月)						
日本道路協会	道路土工-カルバ-ト工指針	(平成 22 年 3 月)						
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)						
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成7年9月)						
国土開発技術研究セ	ンター 河川土工マニュアル	(平成21年4月)						

土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成 16 年 9 月)

全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)

地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)

全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)

建設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)

建設省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引 (案)

[ボックスカルバート・擁壁編] (平成 11 年 11 月)

国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) [樋門編] (平成13年12月)

国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)

(樋門編) (平成 13 年 12 月)

国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成 18 年 6 月)

国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)

第3節 敷地造成工

1-3-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 表土保全工

- 1. 表土保全工は、 植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するため 実施するものである。
- 2. 受注者は、表土掘削の施工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3. 受注者は、表土運搬の施工については、**設計図書**に示された場所に運搬するものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議** しなければならない。
- 4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出

防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければな らない。

5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督職員の**指示**によらなければならない。

1-3-3 整地工

- **1**. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、 地均しを行わなければならない。
- 2. 受注者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
- **3**. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
- **4.** 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに 不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

1-3-4 掘削工

掘削工の施工については、第1編2-3-2掘削工の規定による。

1-3-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編2-3-3盛土工の規定による。

1-3-6 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。

1-3-7 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。

1-3-8 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定に よる。

1-3-9 置換工

置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。

1-3-10 サンドマットエ

サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。

1-3-11 バーチカルドレーンエ

バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレー

ン工の規定による。

1-3-12 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。

第4節 公園土工

1-4-1 一般事項

本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種 について定める。

1-4-2 小規模造成工

- 1. 受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。
- 2. 受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
- **3**. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、 かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 4. 受注者は、小規模敷均・締固にあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚 30 cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。
- **5**. 受注者は、盛土箇所に湧水及び滯水などがある場合には、 施工前に排水しなければならない。

1-4-3 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。

第5節 植栽基盤工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。

2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤(これを植栽基盤という)に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。

なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。

3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計** 図書によるものとする。

なお、これにより難い場合は、工事着手前に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

1-5-2 材料

- 1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育 に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとす る。
- 2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、 異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、そ れぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器 が損傷していないものとする。
- (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。
- (3) 有機質土壌改良材 (バーク堆肥) については、樹皮に発酵菌を加えて完 熟させたもので、有害物が混入していないものとする。
- (4) 有機質土壌改良材(泥炭系) については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
- (5) 有機質土壌改良材(下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト))については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させた ものとし、有害物が混入していないものとする。
- (6) バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) 以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。

- (7)受注者は、**設計図書**に示された支給品を用いる場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したものまたは、 これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作 成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- (1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加 エしたもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。
- (2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、 きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質して いないものとする。
- (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに 、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。

暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水 する方法とする。

縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。

- 2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。
- 3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、 施工前に雨水排水平 面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
- 4. 受注者は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪 影響のおそれが予想される場合には、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなけれ ばならない。
- 5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の確認を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm程度、耕起することにより、土 壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。

深耕は、深い有効土層(通常 40~60 cm)を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。

混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合 耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。

心土破砕は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、 通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破砕し、土質を改善す ることとする。

- 2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破砕の施工については、**設計図書** によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
- **3**. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
- 4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、 締固めの弊害が大きくならないように設定しなければならない。また、受注 者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、**設計図書**に関して監 督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。

1-5-5 土性改良工

- 1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。 中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。 除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすること とする。
- 2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう 土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
- 3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和 剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
- **4.** 除塩の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下 の各号の規定による。
- (1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。
- (2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、 乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため 散水を行わなければならない。また、排水処理については、**設計図書**による ものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなけ ればならない。
- **5.** 受注者は、施肥については、**設計図書**に示す種類と量の肥料を過不足なく 施用しなければならない。

1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、 以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3~5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8 未満としなければならない。
- (2)受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、**設計** 図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
- 2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、**設計図書**に示された表面保護を行わなければならない。
- 3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-5-7 人工地盤工

- 1. 受注者は、防水の施工については、「公共建築 改修工事標準仕様書(建築 工事編)」 第3章防水 改修工事の規定による。
- 2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
- 3. 受注者は、目地板の施工については、**設計図書**に示す種類、規格のものを 、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならな い。
- **4.** 受注者は、人工地盤排水層の施工については、**設計図書**に示された仕上が り厚となるように施工しなければならない。
- **5**. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
- 6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを 確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
- 7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、**設計図書**に示された種類の客 土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。
- 8. 受注者は、立排水浸透桝の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 9. 受注者は、立排水浸透桝の施工については、人工地盤客土面と高さの調整 が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な 起伏を与える景姿作業のこととする。

- 2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
- 3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と 起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
- 4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、**設計図書**に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って 景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
- (2)受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、 各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
- (3)受注者は、監督職員の**指示**する主要な部分の施工図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

第6節法面工

1-6-1 一般事項

- 1. 本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6 盛土のり面の施工」 (日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

1-6-2 材料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1-6-3 法面ネットエ

- 1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようネットを取付けなければならない。
- 2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網

の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなけれ ばならない。

- (2)受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするととも に、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
- (3)受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-6-4 植生工

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。

1-6-5 法枠工

法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。

1-6-6 編柵工

- **1.** 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線 状または階段状に設置することとする。
- 2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前 に編柵を施工してはならない。
- 3. 受注者は編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部まかなえない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てほかの材料を混用することができる。
- **4.** 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
- **5**. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-6-7 かごエ

かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。

第7節 軽量盛土工

1-7-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

1-7-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。

第8節 擁壁工

1-8-1 一般事項

- 1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補 強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類す る工種について定める。
- 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針 2-5・3-4施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

1-8-2 材料

- 1. 受注者は、石積工の石材については、**設計図書**に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
- 2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督職員に**提出**しなければならない。
- 3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

1-8-4 場所打擁壁工

- 1. 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの 規定による。
- 2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり 高になるように施工しなければならない。

1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁の施工については、第 3 編 2 -15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。

1-8-6 補強土壁工

補強土壁の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。

1-8-7 コンクリートブロックエ

- コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工、2-5-4緑化ブロック工の規定による。
- 2. 受注者は、止杭の施工にあたり、止杭の材質が設計図書に示されていない

場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、 曲がり等のない材料を使用しなければならない。

3. 受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、 径の1.5倍程度としなければならない。

1-8-8 石積工

- 1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、石積工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の 規定による。
- (2)受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
- (3)受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
- (4)受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。

天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。

笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。

(5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ッ巻、八ッ巻、重箱、腮、棚、逆石、裏石(あぶり出し)、毛抜き合端、 笑い合端は避けなければならない。

なお、四ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を 4個の石で取り囲んだような状況で積まれたもののこととする。

「大ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたもののこととする。

重箱は、石積において、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものとする。

腮は、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。

目違いは、石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。

棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目 違いの一種のこととする。

遊石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが 通常であるが、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きい ものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。

裏石 (あぶり出し) は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたもののこととする。

毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端 のこととする。

なお、合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。

笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積の全面から見ると隙間の多い状態で積まれているもののこととする。

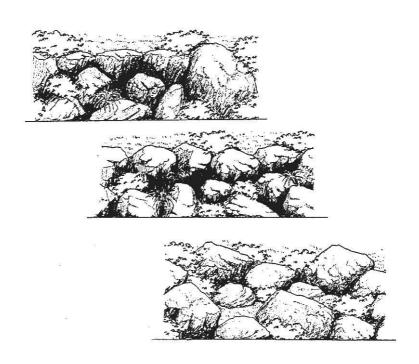
- (6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
- 2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護 材で保護し十分留意しなければならない。
- **3.** 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように、 丁寧に突固めて施工しなければならない。
- **4.** 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については 、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
- 5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、伸縮目地の施工については、**設計図書**に示された位置に施工 し、修景的配慮をしなければならない。
- (2)受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長 20m以内に1箇所伸縮 目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所ま たは、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しな ければならない。
- (3) 受注者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、3 m²以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。 なお、芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。

四ツ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。

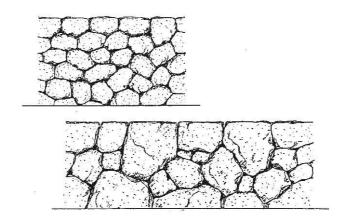
- 7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるもののことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むもののこととする。

(崩れ積)



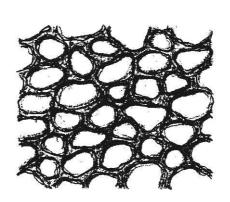
- (2)受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように 施工しなければならない。
- 8. 面積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 面積は、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らに なるように、面を合わせて積み上げるもののことで、表面の加工は加えな いものとする。

(面積)



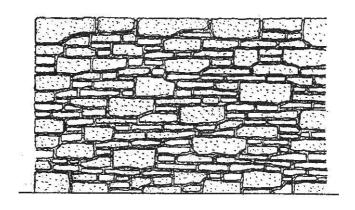
- (2)受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るよう な石を採用しなければならない。
- (3) 受注者は、飼石、詰石が多くならないように配慮して施工しなければならない。
- 9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものとする。

(玉石積)



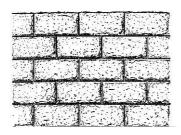
- (2)受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しな ければならない。
- 10. 小端積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組合せて積むもののこととし、受注者は、小端積の施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

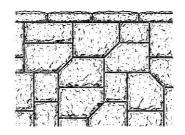
(野面小端積)

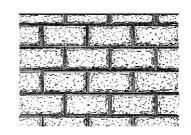


- (2)受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が 通るように施工しなければならない。
- 11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあ わせることにより、面がこぶ状になるもののこととする。

(こぶだし石積)

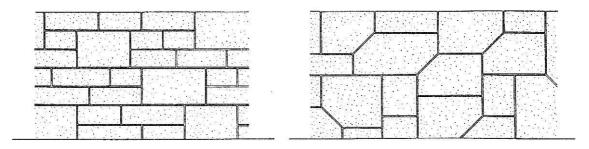






- (2)受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。
- **12.** 切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組合せ、面をそろえて積み上げたもののこととする。

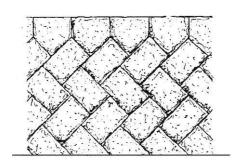
(切石積)



- **13.** 間知石積、雑割石積、雑石積の施工については、以下の各号の規定による
 - (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。

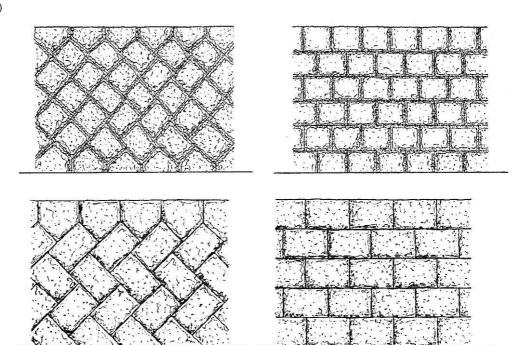
雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。 雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。

(間知石積)



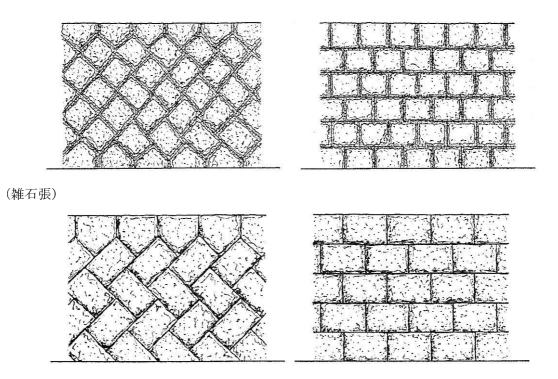
(雑割石積)

(雑石積)



- (2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。
- 14. 割石積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を 組合せ、面をそろえて積み上げるもののこととする。
- (2)受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石 よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければな らない。
- 15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。

(雑割石張)



16. 受注者は、石積高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり 高になるように施工しなければならない。

1-8-9 土留めエ

- 1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された位置に施工し難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- **2.** 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、かさ笠呼びはりに隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。

第9節 公園カルバートエ

1-9-1 一般事項

- **1.** 本節は、公園カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。
- **2**. 公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。

1-9-2 材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、「道路土エーカルバート工指針 4 - 4 使用材料、4

-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。

これにより難い場合は、 監督職員の承諾を得なければならない。

1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

1-9-4 場所打函渠工

- 1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが 生じないようにしなければならない。
- 2. 受注者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。
- 3. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう 施工しなければならない。

1-9-5 プレキャストカルバートエ

プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

第10節 公園施設等撤去・移設工

1-10-1 -般事項

本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、 発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。

1-10-2 公園施設撤去工

- 1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪 影響が生じないように施工しなければならない。
- 2. 受注者は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-10-3 移設工

- 1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、 土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が 生じた場合は、**設計図書**に関して監督職員の**指示**に従い、速やかに原形復 旧しなければならない。
- (2)受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分 転圧しなければならない。
- (3)受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれのないように施工しなければならない。
- (4)受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
- **2**. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷 しないようにしなければならない。
- 3. 受注者は、景石の据付けについては、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議のうえ、石の大きさ、形、 色合いについて四方から観察して仮据えし、 全体の納まりを考慮したうえ で、本据えを行わなければならない。

1-10-4 伐採工

- 1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。
- 2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に**提出**しなければならない。
- 3. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去 し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。

1-10-5 発生材再利用工

受注者は、発生材再利用工の施工については、**設計図書**によるものとするが、 これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第2章 植 栽

第1節適用

- 1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、構造物撤去工、公園 施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
- 3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
- 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版) (平成25年6月)

日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説(平成21年2月)

建設省都市緑化における下水汚泥の施用指針(平成7年9月)

日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)

第3節 植栽工

2-3-1 一般事項

- 1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物)が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。

枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上と

なった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の 1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むもの とする。

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、 流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。

3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中 全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

- 4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は 客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げな ければならない。
- 5. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び監督職員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
- 6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに**報告**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、**設計** 図書に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。

- 7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固 めないように施工しなければならない。
- 8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督 職員に**報告し指示**を受けなければならない。
- 9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。
- (1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に**報告**し**指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
- (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不

良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。

- (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間 土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、 現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心 に植付けなければならない。
- (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
- (5)受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
- (6)受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、 木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなけ ればならない。
- (7)受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
- (8)受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
- (9) 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。
- (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所 に据え付けなければならない。
- (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら 縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は 天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
- (13) 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。
 - また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬ よう結束するものとする。
- (14) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査 するとともに、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適

さない場合は、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と 協議しなければならない。

- (15) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する 堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
- (16) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。

なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

2-3-2 材料

- 1. 樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表 2-1 によるものとする。 なお、**設計図書**に示す寸法は、最低値を示すものとする。
- (2) 寸法は**設計図書**によるものとし、品質は表2 2 品質規格表(案) [樹姿]、表2 3 品質規格(案) [樹勢] によるものとする。

表 2 一 1 公共用緑化樹木等品質寸法基準(案)における用語の定義

用 語	定義
公共用緑化樹木 等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹 形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹 高(略称: H)	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹 周 (略称: C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝 張 (葉 張) (略 称 : W)	樹木の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立(物)	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものを いう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株 立 数(略称:BN)	株立 (物)の 根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本 立一1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上一指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単 幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根 鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまと まりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。 ふるい根、素掘りともいう。
根 巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落と さないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて 巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
仕 立 物	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄世株育成物	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立 状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

表 2 - 2 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規格
樹 形 (全 形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ 適用)	幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。 但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好である こと。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 2 - 3 品質規格表 (案) [樹勢]

項	目											規					格										
生	育					支長		呈	L	¥	樹	木	全	体	で	活	力	あ	る	健	康	な	状	態	で	育	2
桩	ţ					色達											配	分	さ	れ	x	根	鉢	範	囲	K	細
根	鉢		ななふ	いいるし	よこれ	特根。りな	巻で	きは	や、、	コ特	ンに	テ根	ナ部	等の	に養	よ生	りを	固十	定分	さに	れす	、る	乾な	燥ど	L (て乾	いき
弹	Ę					を 表																			変	色	1.
樹皮	(肌))				よい					痕	跡	が	ほ	٤	h	y	目	立	た	ず	s	Œ	常	な	状	態
枝	ž					 性及																					等
病 5	<u> </u>	害	は	. 3	発 生	まいた	軽	微	7		そ	0	痕	跡													

- 2. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等 以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、**設計図書**によるも のとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。
- (1)シバ類、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・ 病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質 を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
- (2) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・ 病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みのうえ土付けして切り取ったも のとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのな いとする。
- (3)シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案) 及び表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。

項 目 規 格 葉 正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き 生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。 ほふく茎が、生気ある状態で密生していること。 (日本芝に適用) 根 根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土く ずれのないもの。 病 虫 害 病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。 雑 草 等 石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。ま た、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表2-4 シバ類の品質規格表 (案)

表2-5 その他地被類の品質規格表(案)

	項	3	規格
100	形(焦	植物の特性に応じた形態であること。
	葉		正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、 変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。
	根		根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病	虫	害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう 育成されたものであること。

- 3. 種子は、腐れ、病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な 発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒 径がそろっているものとする。
- **4.** 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮はぎもので、**設計図書**に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は**設計図書**によるものとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。
- (2) 唐竹支柱材は、2年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・ 虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。
- (3) パイプ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。

- (4) ワイヤロープ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3525 (ワイヤロープ) の規格品を使用するものとする。
- (5) 地下埋設型支柱材は、設計図書によらなければならない。
- (6) 杉皮または檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。
- (7) しゅろなわは、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがな く、変質のないものとする。
- **5.** 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。
- **6**. 植込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記 の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。
- (2) 客土の種類は設計図書によるが その定義は次による。

畑 土:畑において耕作のおよんでいる深さの範囲の土壌

黒 土:黒色でほぐれた火山灰土壌

赤 土:赤色の火山灰土壌

真 砂 土:花こう岩質岩石の風化土

山 砂:山地から採集した粒状の岩石

腐 葉 土: 広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

- (3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計図書**による ものとする。また、これにより難い場合は、工事着手前に、**設計図書**に関 して監督職員と**協議**のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて 行うものとする。
- 肥料の材料については、公園緑地編1-5-2材料の規定による。
- 8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。
- (1) 薬剤は、農薬取締法(昭和23年、法律第82号)に基づくものでなけれ

ばならない。

- (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類(成分表)・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。
- (3)薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。
- 9. 土壌改良の材料については、公園緑地編1-5-2材料の規定による。
- **10.** 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。
- 11. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるもの とし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るもの とする。
- 12. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**による ものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得る ものとする。

2-3-3 高木植栽工

- 1. 受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損 傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
- 2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。
- (2) 受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため適度に枝葉を切詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を切り除き、 活着を助ける処置をしなければならない。
- (3)受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかなければならない。
- (4) 受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕 した後、中高に敷均さなければならない。
- (5) 受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて 植込まなければならない。
- (6) 受注者は、水ぎめをする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するよ

うに水を注ぎながら植付け、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。

- (7) 受注者は、植付けに際して土ぎめをする樹種については、根廻りに土を 入れ、根鉢に密着するよう突固めなければならない。
- (8)受注者は、樹木植付け後、直ちに控え木を取付けることが困難な場合は、 仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。
- (9)受注者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、 修景的配慮を加えて行い、必要な手入れをしなければならない。
- 3. 受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
- 4. 樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹(枝)との交差部分は、すべて保護 材を巻き、しゅろなわは緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸 太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。
- (2)受注者は、八ッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件(風向、土質、樹形)を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう 堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋込んで根止めに杭を打込み、丸 太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ちまたはのこぎり 目を入れて鉄線で結束しなければならない。
- (3)受注者は、八ッ掛の場合は、控えとなる丸太(竹)を幹(主枝)または 丸太(竹)と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。 なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切詰めなければならない。
- (4) 受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には**設計図書**に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と 角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束 部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めてお き、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープ は緩みのないように張らなければならない。
- (5)受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障 のないよう施工しなければならない。

2-3-4 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定による。

2-3-5 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定に よる。

2-3-6 地被類植栽工

- 1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。
- 2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期 間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
- (2)受注者は、芝の張り付けに先立って、**設計図書**に示す深さに耕し、表生をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質生を**設計図書**に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。
- (3)受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、 目土を入れた後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければな らない。
- (4)受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、 周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2~3本/枚ずつ打込んで止めなければならない。
- (5) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところ に目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。
- 3. 受注者は、芝張り付け完了後から引渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。
- 4. 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所に良質 土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をな すよう、施工しなければならない。

2-3-7 草花種子散布工

- 1. 草花種子散布工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による
- 2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合 、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2-3-8 播種工

- 1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、**設計図書**に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
- 2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合 、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2-3-9 花壇植栽工

花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、 長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければ ならない。
- (2)受注者は、花壇植物の植付けに先立って**設計図書**に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。
- (3) 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、**設計図書**の**指示**による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

2-3-10 樹木養生工

- 1. 受注者は、防風ネットの施工については、**設計図書**によるものとし、堅固 に設置しなければならない。
- 2. 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 3. 受注者は、植穴透水層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 4. 受注者は、空気管の施工については、設計図書によらなければならない。
- **5.** 受注者は、マルチングの施工については、**設計図書**に示す厚みに均一に敷 均さなければならない。
- **6**. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを 確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
- 7. 受注者は、養生柵の施工については、**設計図書**によるほか、公園緑地編 3 11 8 柵工の規定による。

8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

2-3-11 樹名板工

樹名板工の施工については、公園緑地編2-3-1-般事項工の規定による。

2-3-12 根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工については、設計図書によらなければならない。

2-3-13 芝生保護工

- 1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
- 2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、**設計図書**によらなければならない。

2-3-14 壁面緑化施設工

- 1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び 規格は、**設計図書**によらなければならない。
- 2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、**設計図書**によるものとするほか、3-11-8柵工の規定による。
- 3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。
- 4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。
- 5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に 定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気 設備工事編)の規定による。

第4節 移植工

2-4-1 一般事項

- 1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、 地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する 工種について定める。
- 2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固 めないように施工しなければならない。
- 3. 受注者は、掘取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
- **4.** 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、**設計図書**によらなければならない。

5. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

- **6.** 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく 、根鉢も保護しなければならない。
- 7. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は 客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げな ければならない。
- 8. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び監督職員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、 植穴の底部は耕して植付けなければならない。
- 9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、 設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
- **10.** 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 11. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。
- (1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に**報告**し**指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
- (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。

- (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間 土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、 現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心 に植付けなければならない。
- (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
- (5)受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
- (6)受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、 木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなけ ればならない。
- (7)受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
- (8)受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
- (9) 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。
- (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所 に据え付けなければならない。
- (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら 縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は 天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
- (13) 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
- (14) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査 するとともに、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適 さない場合は、速やかに監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して監督職員と 協議しなければならない。
- (15) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する

堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

(16) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。

なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

2-4-2 材料

移植工の材料については、植物材料については、**設計図書**によるものとし、それ以外については、公園緑地編 2-3-2 材料の規定による。

2-4-3 根回しエ

- 1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
- 2. 受注者は、根鉢の周りを埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。
- **3**. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか控え 木の取付けを行わなければならない。

2-4-4 高木移植工

- **1**. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編 2-3-3 高木植栽工の規定による。
- 2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して枝葉を適度に切詰め、または枝透かし、摘葉を行わなければならない。
- **3.** 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなけれればならない。

なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

- **4.** 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大き さに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。
- 5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わ縄で根を堅固に巻付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。
- 6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し

なければならない。

2-4-5 根株移植工

- 1. 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編2-4-4高木移植工の規定による。
- (1)根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成をはかるため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物生体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
- (2)受注者は、根株の移植先については、**設計図書**によるものとし、これにより 難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
- 2. 受注者は、根株の掘取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとするまた根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。
- 3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、**設計図書**によらなければならない。
- 4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- **5**. 受注者は、根株の材料については、**設計図書**に示す樹林地から、病虫害がなく 良好に生育している樹木を採取しなければならない。また、搬出路の条件である 勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。
- **6**. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おの おのの根元径の総和の 70% の根元径としなければならない。

2-4-6 中低木移植工

中低木移植工の施工については、公園緑地編2-4-4高木移植工の規定による。

2-4-7 地被類移植工

地被類移植工の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない 場合は、公園緑地編2-3-6地被類植栽工の規定による。

2-4-8 樹木養生工

樹木養生工の施工については、公園緑地編2-3-10樹木養生工の規定による。

2-4-9 樹名板工

樹名板工の施工については、公園緑地編2-3-1一般事項の規定による。

2-4-10 根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、公園緑地編2-3-12根囲い保護工の規定による。

第5節 樹木整姿工

2-5-1 一般事項

- 1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その 他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。
- 3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分 しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法につ いては、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関し て監督職員と**協議**するものとする。

2-5-2 材料

- **1.** 樹木整姿工に使用する材料については、以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 充填材の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
- (2) 防腐剤の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2-5-3 高中木整姿工

- 1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした 人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行 わなければならない。
- (2)受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損 枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わ なければならない。
- (3)受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。
- 2. 剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。
- (1) 枯枝

- (2) 成長のとまった弱小な枝 (弱小枝)
- (3) 著しく病虫害におかされている枝 (病虫害枝)
- (4) 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝(障害枝)
- (5) 折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝)
- (6) 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴ブキ、 徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝)
- 3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要 のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
- (2)受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の 樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
- (3)受注者は、太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数 10 cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また 太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- (4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。 ただし、しだれ物については内芽で切るものとする。
- (5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切取りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。
- (6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行 う枝抜き剪定については、不必要な枝(冗枝)をその枝のつけ根から切取 らなければならない。
- (7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

2-5-4 低木整姿工

- 1. 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編2-5-3高中木整姿工の規定による。
- 2. 受注者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
- 3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければ

ならない。

4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろうよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

2-5-5 樹勢回復工

- 1. 受注者は、樹勢回復の施工については**設計図書**によるものとするが、特に 施工時期、施工方法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なけれ ばならない。
- 2. 樹木修復の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、樹木修復については、修復の時期、 種類及び方法については **設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2)受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要 に応じて削って除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部 分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
- (3)受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。
- (4)受注者は、除去した腐朽部には、充填後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充填材の間から雨水が浸透しないよう充填し、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
- (5)受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないよう補強材で補強しなければならない。
- (6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充填剤の仕上げ面は周囲の形成層 より内部に仕上げて、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければな らない。
- (7)受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に控え木やロープで 補強対策を行わなければならない。

第6節 公園施設等撤去。移設工

2-6-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設撤去工の規定による。

2-6-2 移設工

移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規定による。

2-6-3 伐採工

伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規定による。

2-6-4 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発生材再利用工の規 定による。

第3章 施設整備

第1節 適用

- 1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戲施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
- 3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
- 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類に よる。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従 うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成 18 年 12 月) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成 20 年 1 月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成 25 年度版) (平成25年6月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月) 都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (平成11年8月) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版) (平成20年8月) 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 (平成20年8月) 文部科学省 プールの安全標準指針 (平成19年3月) 国土交通省 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2009 版 (平成 21 年) 日本電気協会 内線規程 (平成24年2月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)

日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月) 全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)

第3節 給水設備工

3-3-1 一般事項

- 1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第2編第2章 配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。

3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の

```
品質を有するものとする。
```

- JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
- JIS B 2011 (青銅弁)
- JIS B 2051 (可鍛鋳鉄 10K ねじ込み形弁)
- JIS B 2061 (給水栓)
- JIS B 2062 (水道用仕切弁)
- JIS B 2220 (鋼製管フランジ)
- JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)
- JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)
- JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手)
- JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)
- JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法)
- JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ)
- JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ)
- JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ)
- JIS B 8323 (水封式真空ポンプ)
- JIS B 8331 (多翼送風機)
- JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第1部:供給者の文章に表示す 主要特性及び製品表示要求事項)
- JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管)
- JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)
- JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)
- JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)
- JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)
- JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど))
- JIS K 6353 (水道用ゴム)
- JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)
- JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)
- JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

- 2. 給水設備工の材料は、JWWA (日本水道協会)の規格に適合したものまたは、 これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JWWA B 108 (水道用止水栓)
 - JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)
 - JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)
 - JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)
 - JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
 - JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管)
 - JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手)
 - JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)
 - JWWA H 101 (水道用銅管)
 - JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
 - JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管)
 - JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手)
 - JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管)
 - JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)
 - JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管)
 - JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
 - JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- 3. 量水器は、計量法(平成4年法律51号)に定める検定合格品とし、方式は 特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置 に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。
- (1) 口径 13 のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。
- (2) 口径 20 以上 40 以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。
- (3) 口径 50 以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。
- 4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

3-3-3 水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に 設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の 高さになるよう施工しなければならない。

- 2. 止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、 止水栓ボックスの 中心に垂直に取付けなければならない。
- (2)受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分 基礎を締固めておかなければならない。
- (3)受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、 支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。
- 3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に 設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一 の高さになるよう施工しなければならない。また、建込みボルトの締付け も確認しなければならない。
- (2)受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。
- **4.** 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

3-3-4 貯水施設工

- 1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、**建築基準法第36条、建築基準法施行 令第129条の2の5**ならびに同条に基づく告示の定める規定による。
- 2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、公園緑地編3-4-8集水桝・マンホール工の規定による。
- **3.** 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編2-3-28プレキャストカルバートエの規定による。
- 4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。
- 5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐ り石に切込砂利及び砕石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げな ければならない。
- **6**. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、 かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第1編第3章無筋・ 鉄筋コンクリートの規定による。
- **8.** 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。

- 9. 受注者は、貯水施設の設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置 し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
- **10.** 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
- 11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、設計図書に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。

なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないもの とする。

- **12.** 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。
- **13.** 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
- **14.** 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
- 15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。
- **16.** 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

3-3-5 循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、 **設計図書**によらなければならない。

なお、特に定めのない事項については、**公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)**の規定による。

- 2. 受注者は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
- 3. 貯水槽の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
- (2)受注者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水

槽を満水状態にしておかなければならない。

- **4.** 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
- (1) 受注者は、施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- (3)受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ 異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の 有無を試験しなければならない。
- (4)受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の 能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各 部の状態について異常の有無を試験しなければならない。
- (5)受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに 監督職員の指示により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督 職員の承諾を得なければならない。
- 5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を 行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊 り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。
- (2)受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
- **6**. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。
- 7. 受注者は、バルブの設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、 水平、鉛直となるように施工しなければならない。
- 8. 受注者は、バルブボックスの施工については、**設計図書**に示す位置、高さ に設置しなければならない。
- 9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に位置を決定しなければならない。
- 10. 配管材の接合については、以下の各号の規程による。
 - (1)受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければな

らない。

- (2)受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう 管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならな い。
- (3)受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JISB0203(管用テーパねじ)に規定するねじが適正に加工されてるか確認しなければならない。
- (4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこ り等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込ま なければならない。
- (5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを 使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。
- 11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(一))のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。 ただし、排水及び通気配管を除く。
- **12.** 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
- 13. 受注者は、制御盤の施工については、設計図書によるものとし、盤内の器 具及び材料は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たものとしなければな らない。
- **14.** 受注者は、循環設備工の接地工事については、第 D 種接地工事を施さなければならない。

3-3-6 散水施設工

- 1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
- (2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。
- (3)受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
- 2. 受注者は、ミストの施工については、設計図書によらなければならない。
- **3.** 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がりに注意して布設 しなければならない。
- 4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなけ

ればならない。

5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上が り高になるように施工しなければならない。

3-3-7 消火栓工

- 1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第5編給 排水衛生設備工事の規定による。
- 2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

3-3-8 給水設備修繕工

給水設備修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い 場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3-3-9 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

3-3-10 給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。

なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**のうえ施 工しなければならない。

- (1)受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。 なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管 をずらすことによって障害物をかわしてはならない。
- (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。
- (3)受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、 30 cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。
- (4) 受注者は、給水管が電食または酸・アルカリによって腐食するおそれの ある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。
- (5) 受注者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。
- (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を 用いなければならない。

- (7)受注者は、漏水のないように施工しなければならない。
- (8)受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。

なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないよ うに布設しなければならない。

- 2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、 水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければな らない。
- 3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考えて蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。
- 4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて 布設しなければならない。

なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして 布設しなければならない。

- (2)受注者は、切断または変形した材料を使用してはならない。また、異形 管の切断、変形は行ってはならない。
- 5. 硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。
- (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むもの に浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。
- 6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
- (2)受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう 管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならな い。
- (3)受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
- 7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。

- 8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY 継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。
- 9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管 防食管継手を用いて接合しなければならない。
- **10.** 受注者は、硬質塩化ビニル管類の接合については、硬質塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。
- **11.** 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。
- **12.** 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。
- **13.** 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの 試験を、監督職員の立会のもとで行わなければならない。

なお、それぞれの試験の内容については、**設計図書**によらなければならない。

第4節 雨水排水設備工

3-4-1 一般事項

- 1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、 管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類 する工種について定める。
- 2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要網 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより 難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

3-4-2 材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これ と同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)

- JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
- JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
- JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
- JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)
- JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)
- JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)
- JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)
- JIS R 1201 (陶管)
- 2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。
- 3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

3-4-3 調整池工

- 1. 周囲小堤の法面整形作業については、公園緑地編1-3-7法面整形工の 規定による。
- 2. 周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-5 法枠工の規定による。
- 3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、公園緑地編1-8-4現場打擁壁工、 公園緑地編1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。
- **4.** 周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-8石積工の規定による。
- 5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の 高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のな いよう、**設計図書**に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付 けなければならない。

3-4-4 貯留施設工

- 1. 貯留施設の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工、公園緑地編3-4-3調整池工の規定による。
- 2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、 **設計図書**による材料を 用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻し しなければならない。
- **3**. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
- **4.** 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

5. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高 になるように施工しなければならない。

3-4-5 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

3-4-6 側溝工

- 1. 側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。
- 2. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- 3. 受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
- **4.** 受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
- **5**. 受注者は、現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとと もに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- **6**. 管(函) 渠型側溝の施工については、1-9-5 プレキャストカルバート 工の規定による。
- 7. コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった 砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関し て監督職員と**協議**しなければならない。
- (2) 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または 高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合う ようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものと し、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件(地盤条件・出来形等)については**設計図書**によるものとし、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

- 8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に 示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督 職員と**協議**しなければならない。
- 9. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削(切土)面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。

盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。

- (2)受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、公園緑地編2-3-6地被 類植栽工2. 芝の植付けの規定による。
- **10.** 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
- 11. U形側溝小口止めの施工については、設計図書によらなければならない。
- **12.** 受注者は、側溝高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり 高になるように施工しなければならない。

3-4-7 管渠工

- 1. 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- **2.** 管渠工の施工については、第 3 編 2 3 28 プレキャストカルバート工の 規定による。
- 3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。
- 4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
- **5.** 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
- **6**. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付ける とともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタ ルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。
- **7.** 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。

- 8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする
- (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。
- (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流 側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分 の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び 頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆ るんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
- (3)受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、 「道路土エーカルバート工指針7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会、 平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工 前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- 9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に 入念に仕上げ、管の通りについて**確認**し、埋戻さなければならない。
- (2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
- (3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出ていないか**確認**しなければならない。
- (4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを**確認**し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。
- (5)受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流 側から施工しなければならない。
- **10.** 受注者は、立体網状管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 11. 受注者は、管閉塞の施工については、設計図書によらなければならない。
- **12.** 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

3-4-8 集水桝・マンホールエ

- **1.** 集水桝の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定による。
- 2. 集水桝・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならな

V,

- (2)受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
- (3)受注者は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 3. 受注者は、桝に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。
- **4.** 受注者は、桝高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、**設計図** 書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

3-4-9 地下排水工

1. 受注者は、地下排水工の施工については、**設計図書**で示された位置に施工 しなければならない。

なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督職員に**報告**し、その 対策について監督職員の**指示**によらなければならない。

- 2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を 用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻しし なければならない。
- 3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニール管、透水コンクリート管、 化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を 設置しなければならない。

3-4-10 公園水路工

1. 受注者は、公園水路工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

なお、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難い場合は、 **設計図書**に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

- 2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなけらばならない。
- **3.** 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないよう施工しなければならない。

第5節 汚水排水設備工

3-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水桝・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定める。

3-5-2 材料

- 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと 同等以上の品質を有するものとする。
- JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)
- JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)
- JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)
- JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)
- JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)
- JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)
- JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)
- JIS K 6777 (耐熱性硬質塩化ビニル管継手)
- JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)
- JIS K 6776 (耐熱性硬質塩化ビニル管)
- JIS R 1201 (陶管)
- JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
- JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)
- JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)
- JIS B 2011 (青銅弁)
- JIS B 2031 (ねずみ鋳鉄弁)
- JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)
- 2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

3-5-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

3-5-4 管渠工

管渠工の施工については、公園緑地編3-4-7管渠工の規定による。

3-5-5 汚水桝・マンホールエ

- 1. 汚水桝・マンホール工の施工については、公園緑地編3-4-8集水桝・マンホール工の規定による。
- 2. 汚水桝及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定 による。
- (1)受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
- (2)受注者は、桝及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで 半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるよ うに仕上げなければならない。

3-5-6 浄化槽工

- 1. 浄化槽の施工については、**建築基準法**及び**水質汚濁防止法、浄化槽法**に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例の規定による。
- 2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐ り石に切込砂利及び砕石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げな ければならない。
- 3. 基礎材の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定による
- **4.** 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- **5**. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
- **6**. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、**設計図書**の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
- 7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。
- **8.** 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な 砕石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。
- 9. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、浄 化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
- **10.** 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
- 11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理 水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督職員 に**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を**確認**しなければならない。
- (3)受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を**確認**し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を**確認**しなければならない。
- (4)受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

第6節 電気設備工

3-6-1 一般事項

- 1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、監視カメラ設置工、 電気設備修繕工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について 定める。
- 2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、電気通信設備工事共通仕様書の規定による。

3-6-2 材料

- **1**. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)
 - JIS C 3401 (制御用ケーブル)
 - JIS C 3605 (600V ポリエチレンケーブル)
 - JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)
 - JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂付属 書 1 管)
 - JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)
 - JIS C 8105 (照明器具-安全性要求事項通達~性能要求事項通達)
 - JIS C 8305-1~3 (鋼製電線管)
 - JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管)
 - JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)